

Q 住職です。長男は教師の資格を取得するため、浄土真宗本願寺派が設置する中央仏教学院で修学したいと考えています。長男は寺院後継者として、折りに触れ法務の手伝いをしていきますが、アルバイト程度の仕事ぶりで専従者ではありません。しかし、将来住職を継承する立場にあるとの自覚は持っているようですし、門徒のみなさんから期待されていることも承知していると思われまます。京都にある中央仏教学院には通学できませんので、京都市内に下宿する予定にしています。学院に納める授業料などの諸費と下宿代などの生活費を、寺院会計から支出してよろしいでしょうか？

A 質問の主旨は税務上課税問題が生じないかどうかということだと思います。というのは、所得税基本通達九一十四では「使用者が役員又は使用人に対してこれらの者の修学

のため、又はその子弟の修学のために支給する学資金等は、原則として当該役員又は使用人に対する給与として課税する」という取り扱いがあります。したがって住職の長男の中央仏教学院修学のため、学資金や京都での諸費用を寺院から支出した場合、これらの支出が住職に対する給与として課税されるのではないかという疑念が生じるからです。

ところで上記の取り扱いは原則論で例外があり、それが所得税基本通達九一十五「使用人等に対し技術の習得等をさせるために支給する金品」がこれに当たります。本文を要約すると「使用者が自己の業務遂行上の必要に基づき、役員又は使用人にそれぞれの職務に直接必要な知識を習得させ、又は資格を取得させるための研修会、講習会等の出席費用又は大学等における聴講費用に充てるものとして支給する金品については、これらの費用として適正なものに限り課税しなくて

もよい」とあります。

住職の長男が中央仏教学院に修学することが寺院の業務遂行上の必要に基づくものであるのか、また長男の職務に直接必要な知識や資格を取得させる目的をもっているのか、これらがまず問われているといえましよう。

ところで中央仏教学院規程第一条には「教師授与の申請資格を得ようとするもの及び宗学その他の研究を志すもののために中央仏教学院を設ける」とあり、浄土真宗本願寺派においては住職に就く絶対条件である教師の養成を最大の目的とする学校であるといえます。教師の資格は教師検定試験を経なければ授与されませんが、学院本科卒業者は教師授与を申請する資格が与えられるわけで、換言すれば、住職として寺院を護持し教化活動を行うため必要な幅広い知識の習得が課されているのです。

以上の考察からすると、一般寺院の長男が住職をめざして学院で修学されることは寺院の業務遂行上の必要性に基づくものであり、そこで学ぶ知識は住職としての職務に直接必要であることは明白です。

次に、長男は質問に書かれているように、寺院の役員でも従業員でもありませんが、特に住職を継承する立場にあるものとして、住職を補佐し宗門や本山ならびに寺門の護持発展に努めなければなりません。したがって寺院から継続的に給与の支給を受けていなくても、広い意味で寺院の従業員とみなすことができます。

以上の二点から判断して、長男が中央仏教学院で修学される費用を寺院から支出することに課税上問題はないと思います。

最後に修学にかかわる費用の範囲ですが、適正なものに限るとの制限があります。学院に納入する学費等は問題ないとして、京都に

おける生活費等まで適正なものといえるか疑問です。おそらく課税の対象となるでしょう。したがって長男に対し適正額の給料を月々支給し、生活費等は自分で支払うことができるようにされるとよいでしょう。

(税理士法人ゆびすい

宗派顧問税理士 佐久間 進)

このコーナーでは皆様からのご質問を募集いたします。寺院会計・税務に関するどんなご質問でも結構ですので、書簡、FAXまたは電子メールにてどしどしお寄せください。皆様からのご質問をお待ちしております。質問のあて先、お問い合わせは所務部へ財務担当まで。

〒600-8501

京都市下京区堀川通花屋町下ル

浄土真宗本願寺派宗務所内

所務部へ財務担当へ

TEL 075-371-5181(代)

FAX 075-351-1211

メールアドレス

zeimusoudan@hongwanji.or.jp